

○根室市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例

平成29年6月23日条例第11号

根室市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合

は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	根室市子ども医療費給付金条例（昭和48年根室市条例第17号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年根室市条例第54号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	根室市子ども医療費給付金条例によ	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」と

	るこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	いう。)であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対す

		る医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

		根室市こども医療費給付金条例によるこどもに対する医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの